

【参考資料】 児童発達支援センター等の比較

市町村子ども発達支援センター（道指定） ※平成17年4月1日	市町村中核子ども発達支援センター（道認定） ※平成31年2月13日（認定期間：6年）	児童発達支援センター（国指定）
1. 役割		
身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を行う。 ①児童発達支援	身近な地域において適切な相談支援及び発達支援、地域支援を行う。 ①児童発達支援 ②保育所等訪問支援又は障害児相談支援	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設 ①児童発達支援 ②保育所等訪問支援 ③障害児相談支援
2. 対象		
発達の遅れ又は障がいのある児童及び保護者（原則として指定障害児通所支援事業、障害児相談支援並びに障害児入所施設を利用していない児童）	同 左	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童及び障がい児
3. 設備基準		
指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備備品 専ら当該事業の用に供する。ただし、児童の支援等に支障がない場合は兼用可	同 左	発達支援室：定員おおむね10名、一人当たりの床面積 2.47㎡ 遊戯室：障害児一人当たりの床面積 1.65㎡ その他：医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場。その他支援に必要な設備及び備品等を備えること（知的障害は静養室が必要）
4. 人員配置基準		
以下①②③に該当者を提供する時間帯に1名以上を配置 ①発達支援について概ね5年以上の実務経験を有する者 ②発達支援について概ね1年以上の実務経験で指定研修受講者 ③発達支援に関する道が指定した研修（相談・児発管）受講者	同 左	嘱託医 1以上（精神科又は小児科） 栄養士 1以上（定員40人以下は置かないことが可） 調理員 1以上（委託の場合は置かないことが可） 児童指導員及び保育士 4：1以上 児童指導員 1以上 保育士 1以上 児童発達支援管理責任者 1以上 その他必要な職員（OT、PT、ST等）
5. 事業内容		
①発達相談・評価 ②個別の発達支援 ③相談・生活支援 ④関係機関への訪問・連絡調整 ⑤その他障がい児等の発達に必要とされる支援 ⑥児童相談所、保健所、指定児童通所支援事業等との関係機関との連絡調整	左の①～⑥の他に ⑦発達支援体制整備のための会議の開催 ⑧人材育成を目的に事例検討会の開催、現場実習の受け入れ ⑨関係職員等からの相談や必要な援助 ⑩障がい児支援等に関する講演会の開催又は啓発パンフレットの作成による地域住民への啓発	・支援計画の策定 ・関係機関との連携 ・支援の提供体制 等 ※国の障害児福祉計画において令和8年度までに市に1箇所の設置を目指す